

人・暮らし・活力づくり編



基本理念 1

“人を育てる” 葉山

基本目標 1

子どもの豊かな自己実現力 (生きる力)をはぐくんでいるまち

※関連する個別計画は、158 ページ

施策分野① 学校教育

〔将来像〕 「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」をはぐくんでいる

基本施策 1 未来につなげる教育施策の推進

基本施策がめざす姿

- 新たな社会への対応を志向した教育施策の研究・検討が活発に行われ、多様な教育課題に対して具体的な解決策が準備できています。

まちづくり指標

| 指標名 | 現状値 (令和元年度) | めざそう値 (令和6年度) | 備考 |
|--------------|----------------|------------------|----|
| 小中一貫教育に関する方針 | — | 策定 | |
| 学校運営協議会の設置 | 0校 | 6校 | |

現状と課題

- 義務教育学校（小中一貫教育を行う新たな学校の種類）を定めた「学校教育法」の改正（平成28年4月1日施行）や、学校運営協議会の設置の努力義務化を定めた「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正（平成29年4月1日施行）など、学校を取り巻く社会環境は大きく変化しつつあります。
- 小中一貫教育については、9年間の学びを進める有効な手段として多くの地域で検討や計画が進んでいます。また、学校と保護者や地域住民が協働して学校運営にあたるコミュニティ・スクール^{*}の全国の導入率は、令和元年5月1日時点で23.7%となっています。
- 町では、平成27年に学びづくり推進事業を立ち上げ、小中連携（一貫）教育や家庭・地域と連携した学びの充実について研究を進めてきました。こうした実践的な研究を通して、小中連携教育の必要性や有効性が全校で確認・共有されつつあり、令和2年度に実施した小中一貫教育のあり方検討を契機に、今後は、機運の醸成から小中一貫教育に係る制度研究・構築へステップアップを図らなければなりません。
- 学校運営協議会については、令和元年度より先進地視察や研修等を実施しており、全校設置に向けた準備が着々と進んでいます。

基本方針

- 未来につなげる教育施策として、小中一貫教育と、コミュニティ・スクール化を推進します。

具体的な取り組み

| | | |
|------|--------|-----------|
| 単位施策 | 1 - 01 | 小中一貫教育の推進 |
|------|--------|-----------|

小中共同の授業研究や中学校教員の小学校への乗り入れなど、小中連携教育に関する実践的な研究を、学制の研究やカリキュラム・マネジメント*の開発にステップアップさせるとともに、「みんなの公共施設未来プロジェクト*」の進捗を踏まえながら、小中一貫教育を進める施設整備について検討します。

また、ステップアップした取り組みを推進する体制として、小中の教員が中学校区の単位で協議をする体制を構築し、研究の深化と成果のさらなる普及を図ります。

| | | |
|------|--------|--------------|
| 単位施策 | 1 - 02 | 地域と共にある学校づくり |
|------|--------|--------------|

コミュニティ・スクール化に向けて、南郷中学校をパイロット校に位置付けて、校長が作成する学校運営の基本方針を承認するとともに、学校運営に関して意見を述べる学校運営協議会を設置します。また、小中一貫教育のあり方については、学校運営協議会において十分な協議がなされるよう積極的に働きかけます。

また、地域住民、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い参画を得て、地域全体で児童・生徒の学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」の中核となる「地域学校協働活動推進員」を配置し、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う「地域学校協働活動」を促進します。

協働でできること

- 町は、学校教育目標を含む各校学校運営に関して「学校運営協議会」で協議します。



基本目標 1

子どもの豊かな自己実現力 (生きる力)をはぐくんでいるまち

※関連する個別計画は、158 ページ

施策分野① 学校教育

[将来像] 「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」をはぐくんでいる

基本施策 2 新しい時代に必要となる資質・能力の育成

基本施策がめざす姿

- 新しい時代に必要となる資質・能力の育成に向け、全町立学校において、「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業が行われています。

まちづくり指標

| 指標名 | 現状値 (令和元年度) | めざそう値 (令和6年度) | 備考 |
|----------------------------|----------------|------------------|----|
| ICTを活用した授業づくり (研究授業の実施) | 年3回 | 年6回 | |

現状と課題

- 小学校においては令和2年度、中学校においては令和3年度より施行の「学習指導要領」では、新しい時代に必要となる資質・能力の育成と、主体的・対話的で深い学びの実現が大きなテーマとなっています。
- 学習評価のあり方を通じて、児童・生徒の資質・能力が育成されているか、指導と評価の一体化が問われています。
- 町では、これまでも学びづくり推進事業や各種研究会において、授業改善に関する研究を進め、平成29年度の「9年間を見通した育てたい葉山の子ども像」の策定、令和元年度の「学びづくりハンドブック」の改訂等を通して、指導法の共有を進めていますが、研究成果の普及までには様々な工夫が必要であり、引き続き取り組みの充実を図らなければなりません。
- 情報教育については、学習指導要領において、情報活用能力が、言語能力や問題解決能力と並んで学習の基盤となる資質・能力に位置づけられ、ICT機器を活用した学習の充実が求められています。町では令和2年度に、「GIGAスクール構想^{*}」に基づき全児童・生徒に一人一台端末を整備するとともに「葉山町立学校における教育情報化推進指針」を策定し、情報教育の充実を図っています。
- 教員の配置については、引き続き国及び県に充実を求める必要があると考えますが、町費による専科教員等の配置については、今や不可欠な取り組みであり、今後も引き続き、町費負担により配置を継続しなければなりません。

基本方針

- 新しい時代に必要となる資質・能力の育成に向け、全町立学校において、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を図ります。

具体的な取り組み

| | | |
|------|--------|----------|
| 単位施策 | 2 - 01 | 学びの研究と推進 |
|------|--------|----------|

各校における校内研究の充実が図られるよう、専門性の高い大学教授等の講師を派遣する校内研修や、拠点校での研究発表会を通して、授業改善を促進します。

また、各校において学校教育全体並びに各教科等の指導を通してどのような資質・能力の育成を目指すのかを明確にしなが、SDGs^{*}の視点を踏まえた授業が行われるよう支援します。

さらに、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業づくりがどう展開されているか、町内や保護者に向けた情報発信を行います。

| | | |
|------|--------|---------|
| 単位施策 | 2 - 02 | 情報教育の推進 |
|------|--------|---------|

国の教育改革に遅れることなく、町としてのICTを活用した教育のグランドデザインを描きつつ、「葉山町立学校における教育情報化推進指針」を踏まえ、情報モラル教育を含めた児童・生徒の情報活用能力の育成や、教科指導における日常的なICTの活用を推進するとともに、プログラミング教育の充実をはじめ、ICTを活用した授業実践の推進や教員のICT活用指導力の向上を図るために、県教育委員会等と連携して研修を実施します。

また、ICTを活用した授業の準備や操作支援、機材の保守等、教員の日常的なICT活用の支援を行うために、ICT支援員を配置します。

| | | |
|------|--------|----------|
| 単位施策 | 2 - 03 | 町費教員等の配置 |
|------|--------|----------|

定数配置される県費負担教職員に加えて、町費で、小学校の理科や中学校の英語の専科教員等を配置し、チームティーチングや少人数授業を行うことで、きめ細やかで、わかる授業を推進します。

小学校のできるだけ早い段階から英語に慣れ親しむとともに、中学校の英語教育の質を高めるために外国語指導助手を配置します。

蔵書や資料の整理、児童・生徒が本に親しむ環境づくりや読書相談等に対応するため、各校に1名ずつ、図書整理員を配置します。

小学校の水泳授業に水泳指導者、指導助手を、中学校の部活動に指導員を派遣します。

協働でできること

- 町は、新しい時代に必要となる資質・能力について、PTA 連絡協議会・PTA 研修会などで説明します。

基本目標 1

子どもの豊かな自己実現力 (生きる力)をはぐくんでいるまち

※関連する個別計画は、158 ページ

施策分野① 学校教育

[将来像] 「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」をはぐくんでいる

基本施策 3 「豊かな心」の育成

基本施策がめざす姿

- 自己や他者を尊重する心を自ら育み、心豊かに共に育ち合い、高め合う児童・生徒の育成が図られています。

まちづくり指標

| 指標名 | 現状値 (令和元年度) | めざそう値 (令和6年度) | 備考 |
|-----------------------------|----------------|------------------|----|
| いじめの未然防止、早期発見等のための指導主事の学校訪問 | 年3回/校 | 年6回/校 | |

現状と課題

- 国は、平成29年3月に「いじめ防止等のための基本的な方針」を改定し、県が同年11月に「神奈川県いじめ防止基本方針」を改定したことを受け、町では平成30年度に「葉山町いじめ防止基本方針」を策定しています。
- 不登校やいじめについては、単に認知件数を減らせばよいという問題ではなく、未然防止、早期対応、深刻化を避けることが極めて重要であり、引き続き初期段階における施策を充実させることが大切です。
- 総合的な学習の時間や学校行事等については、特色のある学習を実践する機会として重要な役割を果たしていますが、一部では、学習全体の中で過度の負担が生じる恐れが指摘されています。なお、カリキュラム・マネジメント*は、教科学習を含む全ての教育活動に関わるものですが、特に特別活動や総合的な学習の時間においては、必要な学習内容を改めて整理する必要があります。

基本方針

- 「豊かな心」の育成に向け、全町立学校において、道徳教育や人権教育をはじめとした様々な取り組みを推進します。

具体的な取り組み

| | | |
|------|--------|--------------|
| 単位施策 | 3 - 01 | いじめ・問題行動への対応 |
|------|--------|--------------|

全教職員にいじめに対する共通理解を図るため、「校長会議」や「いじめ問題対策連絡協議会」等を通じて、「葉山町いじめ防止基本方針」の徹底を図ります。

また、道徳教育を要として学校教育全体で行われる道徳教育、人権教育において、豊かな心の育成を図りながら、いじめに対する批判的思考の涵養に取り組みます。

また、問題行動等の低年齢化に対応するため、スクールカウンセラー^{*}の派遣やスクールソーシャルワーカー^{*}の巡回等の充実を図ります。

| | | |
|------|--------|------------------|
| 単位施策 | 3 - 02 | 不登校等に係る未然防止・早期対応 |
|------|--------|------------------|

不登校等に係る未然防止・早期対応の一環として、病気欠席以外の理由で月に3日以上欠席した児童・生徒に対して、学校と連携し、それぞれの実情に即した対応策を迅速に講じます。

児童・生徒、教職員、保護者等からの不登校に関する相談に対応する教育相談員（公認心理師）を配置し、来所相談や巡回相談を行います。また、教育支援教室（ヤシの実）に通室する児童・生徒や保護者へのケアの充実を図ります。

| | | |
|------|--------|------------------------------|
| 単位施策 | 3 - 03 | 総合的な学習の時間や学校行事、教科横断的な学習活動の充実 |
|------|--------|------------------------------|

総合的な学習の時間や学校行事については、各学校の特色を生かした教育課程の編成と、カリキュラム・マネジメントを支援します。

また、葉山の豊かで恵まれた自然や特色ある生活文化に触れ、その素晴らしさや大切さを学ぶ体験学習や、環境教育や人権教育など、教科等横断的な学習を充実するよう促します。

協働でできること

- 町は、職場体験学習等で地域の協力を積極的に求めます。
- 学校運営協議会との協働により、学校の課題解決に取り組みます。

基本目標 1

子どもの豊かな自己実現力 (生きる力)をはぐくんでいるまち

※関連する個別計画は、158 ページ

施策分野① 学校教育

【将来像】 「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」をはぐくんでいる

基本施策 4 「健やかな体」の育成

基本施策がめざす姿

- 自らの健康や体力について考え、望ましい生活習慣を選択できる児童・生徒が育成されています。

まちづくり指標

| 指標名 | 現状値 (令和元年度) | めざそう値 (令和6年度) | 備考 |
|------------------------------------|----------------|------------------|----|
| 「葉山町学校給食基本方針」に掲げた7つの方針に沿った取り組みの達成率 | 53% | 80% | |
| 完全給食実施状況 | 4校 | 6校 | |

現状と課題

- 「健やかな体」(たくましく生きるための健康や体力)は、運動習慣や食習慣など、生活習慣の影響をもっとも受ける部分です。学校・家庭・地域が連携し、個々の施策を児童・生徒の習慣につなげていくことが大切になります。
- 栄養の改善を主眼としていた学校給食に、近年では食育の観点が加えられています。食育の推進のほか、徹底した衛生管理、食物アレルギー対応、給食費の公会計化等、学校給食に求められるニーズは複雑化しています。
- 小学校では主食、牛乳、おかずからなる完全給食を実施していますが、中学校では牛乳のみのミルク給食となっています。全国の公立中学校の9割以上が完全給食を実施しており、小学校給食施設の老朽化への対応と併せて、中学校での完全給食実施が急がれます。

基本方針

- 「第2期葉山町健康増進計画・食育推進計画」や「葉山町学校給食基本方針」に掲げる取り組みを、学校・家庭・地域と連携して推進します。

具体的な取り組み

| | | |
|------|--------|-------------|
| 単位施策 | 4 - 01 | 健康・体力づくりの推進 |
|------|--------|-------------|

体育や運動会・体育祭等の学校行事などを通して、児童・生徒の運動やスポーツへの興味・関心を高めるとともに、体力づくりを推進します。また、児童・生徒の健康状態の管理のため、適切に健康診断を実施します。

| | | |
|------|--------|----------------|
| 単位施策 | 4 - 02 | おいしくて健康的な給食と食育 |
|------|--------|----------------|

「第2期葉山町健康増進計画・食育推進計画」を参考に、「葉山町学校給食基本方針」に沿って、献立、調理の工夫をはじめ、地産地消の推進、衛生管理の徹底、学校給食費の公会計化などの取り組みを着実に実行します。

また、令和2年度に策定した「食物アレルギー対応指針」に基づき、アレルギー対応を徹底します。

| | | |
|------|--------|-------------|
| 単位施策 | 4 - 03 | 学校給食センターの整備 |
|------|--------|-------------|

小・中学校（小学校4校・中学校2校）における完全給食の実施と小学校給食施設の更新への対応として、学校給食センターを整備します。また、整備の際は、安全確保や防災機能を備えることに努めます。

| | | |
|------|--------|----------------|
| 単位施策 | 4 - 04 | 小学校給食施設の維持管理整備 |
|------|--------|----------------|

学校給食センターが整備されるまでの間は、調理機器や施設の点検を定期的を実施し、適切な修繕を行うとともに、各種検査を実施し、衛生的な調理環境を確保します。

協働でできること

- 町は、地産地消を推進するほか、地域と連携して給食を「生きた教材」として活用します。

基本目標 1

子どもの豊かな自己実現力 (生きる力)をはぐくんでいるまち

※関連する個別計画は、158 ページ

施策分野① 学校教育

【将来像】 「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」をはぐくんでいる

基本施策 5 多様なニーズに応じた支援の充実

基本施策がめざす姿

- 児童・生徒の多様な教育的ニーズに応える体制や場等が整い、だれもが安心して学べる機会が確保されています。

まちづくり指標

| 指標名 | 現状値 (令和元年度) | めざそう値 (令和6年度) | 備考 |
|--------------------|----------------|------------------|----|
| 中学生を対象とした通級指導教室の方針 | — | 策定 | |

現状と課題

- 町は、子どもたちが、できるだけ同じ場で共に学び、共に育つ教育の充実を図るとともに、必要に応じて小・中学校における特別支援学級、ことば・きこえの教室（小学校の通級指導教室）、ヤシの実教室（教育支援教室）といった安心して学べる場を選択できるようにしています。
- 近年の傾向として、通級指導教室の利用を希望する児童の増加や、中学生対象の通級指導教室のニーズの高まりなど、学習や発達に困り感を持ち、特別な支援を必要とする児童・生徒は少なくありません。
- 児童・生徒が抱える問題は潜在化・複雑化の傾向にあり、多様なニーズに応えるためには、学校内はもとより、学校と関係機関との連携・協働が重要です。
- 支援教育においては、個々のニーズを受け止め、支援が切れ目なく継続することに留意し、学校と学校を取り巻く関係機関の役割を、一次支援（学校における未然防止の取り組み）、二次支援（学校と関係機関等が協働した子どもたちの困り感への早期対応）、三次支援（支援方針に基づく関係機関等における個別の対応）の視点で対応することが課題になっています。
- ヤシの実教室については、令和2年の移転を契機に施設の充実を図ることによって、不登校児童・生徒にとって、よりよい環境づくりに努めているところです。
- 経済的理由により就学が困難な児童・生徒等に対しては、経済的な支援を継続し、教育の機会をしっかりと確保しなければなりません。

基本方針

- 支援教育の充実に向けて、児童・生徒の多様な教育的ニーズに応える体制を整備します。

具体的な取り組み

| | | |
|------|--------|-------------------|
| 単位施策 | 5 - 01 | 安心して学べる場の確保（一次支援） |
|------|--------|-------------------|

小・中学校における通常学級、特別支援学級、ことば・きこえの教室の役割や支援の連続性等を踏まえ、言語障害、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、自閉症スペクトラム（ASD）等を抱える児童・生徒の学びの場として、ことば・きこえの教室の充実や、中学生を対象とした場の確保を検討します。

また、障害のあるなしに関わらず、特別な配慮を必要とする児童・生徒には、特別支援教育支援員の活用も含め、支援体制の充実を図ります。

| | | |
|------|--------|-----------------|
| 単位施策 | 5 - 02 | 教育相談体制の整備（二次支援） |
|------|--------|-----------------|

教育相談コーディネーター^{*}の加配を県に継続して要望するとともに、スクールソーシャルワーカー^{*}などの専門相談員の配置は継続します。

また、個々の案件は、ケース会議等を通して学校内で共有するとともに、必要に応じて、教育委員会や関係機関との連携を図ります。

さらに、児童・生徒、保護者にとって、教育相談がより安心して利用しやすいものになるように相談内容や相談方法等に関する情報を積極的に発信します。

| | | |
|------|--------|-----------------|
| 単位施策 | 5 - 03 | 関係機関等との連携（三次支援） |
|------|--------|-----------------|

教育相談を通してアセスメントを行った後、個別の支援方針を立て、医療機関や相談機関、その他の外部機関に円滑につなぐための手立てを講じます。

不登校児童・生徒への対応としては、教育支援教室（ヤシの実）において、小集団での学習や活動を通じてコミュニケーション能力や社会性を育成し、学校への復帰や社会的自立に向けた、個々の実情に即した支援を行います。

| | | |
|------|--------|---------------------------|
| 単位施策 | 5 - 04 | 経済的理由により就学が困難な児童・生徒に対する支援 |
|------|--------|---------------------------|

「学校教育法」の規定に基づき、児童・生徒に対して学用品代や給食費等を援助するとともに、町立中学校へバス通学をしている生徒の保護者に、通学定期乗車券購入に係る費用の一部を助成します。

また、高等学校等における教育に関する経済的負担を軽減するため、就学に必要な経費のうち授業料以外のものに充てるための奨学給付金を助成します。

協働でできること

- 町は、多様なニーズに応じた支援教育について町民の理解が深まる取り組みを進めます。

基本目標 1

子どもの豊かな自己実現力 (生きる力)をはぐくんでいるまち

※関連する個別計画は、158 ページ

施策分野① 学校教育

[将来像] 「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」をはぐくんでいる

基本施策 6 働きやすい環境づくりと指導体制の充実

基本施策がめざす姿

- 教員が生き生きと働くことができる職場環境が整うとともに、教員のキャリアアップが図られています。

まちづくり指標

| 指標名 | 現状値 (令和元年度) | めざそう値 (令和6年度) | 備考 |
|--------------|----------------|------------------|----|
| 1か月の時間外在校等時間 | — | 45時間以内 | |
| 1年間の時間外在校等時間 | — | 360時間以内 | |

現状と課題

- 学校現場では、教員の長時間勤務の深刻な実態があります。また、児童・生徒に関わる様々な業務を一手に担ってきたため、授業に関わる準備、学習評価など、児童・生徒に直接関わる時間が十分に確保できないという問題を抱えています。
- 町では、令和元年度に、「学校における日々の業務を見直し、整理及び改善を行うことで、教職員が、授業づくりをはじめ、児童・生徒に関わる業務に専念する時間を確保する」、「教職員一人ひとりが適正な休憩や余暇をとり、心身に健康で充実した生活を送ることで、心にゆとりをもって児童・生徒への指導・支援を行う」ことを目的として、「葉山町立学校における働き方改革推進指針」を策定しました。また、令和2年度には、出退勤管理や統合型校務支援システム^{*}等を導入し、教員の働き方改革を推進しているところですが、令和3年度以降も、教員の働き方改革に積極的に取り組まなければなりません。
- 教育委員会と学校、学校間においては、小中一貫教育や地域と共にある学校づくりや、複雑で困難な問題の解決に向けて、有機的な連携を図らなければならない機会が増えています。
- 激しく変化する時代の中で、教員に求められる資質・能力も高度化しつつあり、児童・生徒や保護者の要求も複雑で多様化しています。前述のとおり組織的に対応することも重要ですが、学びづくり推進事業や研修などを通して、教員個々の資質・能力を高めることは極めて重要な課題となっています。

基本方針

- 「葉山町立学校における働き方改革に向けた推進指針」に基づき、教員の働き方改革を推進します。

具体的な取り組み

| | | |
|------|--------|-------------|
| 単位施策 | 6 - 01 | 教員の働き方改革の推進 |
|------|--------|-------------|

出退勤管理システムにより教員の勤務実態を把握し、業務内容の見直しや精選を行うとともに、統合型校務支援システムを活用し、教員の負担を軽減するなど、業務改善に向けた取り組みを推進します。

また、学習プリント等の印刷、配付準備、授業準備の補助、採点業務の補助など、児童・生徒に直接かかわる教育活動以外を行うスクール・サポート・スタッフを配置します。

| | | |
|------|--------|------------|
| 単位施策 | 6 - 02 | 会議のあり方の見直し |
|------|--------|------------|

「校長会議」を通して、教育委員会と学校、学校間の連絡調整を図るとともに、重要な政策や緊急事態に対しては、町として一致した対応を図るよう努めます。

教育委員会、学校管理職、教員等で構成する各種会議については、これまでの成果と課題を整理し、目的、所掌事項、構成員等について精選を行い、会議の統廃合、効率化、合理化を進めます。

社会からの様々な要求への対応策として、学校運営上の重要事項に関する企画立案等を行う「企画調整会議」を有効に機能させ、学校運営の円滑化を図ります。

| | | |
|------|--------|----------|
| 単位施策 | 6 - 03 | 教員の研修の充実 |
|------|--------|----------|

県などの関係機関と連携し、教員の計画的な研修を実施します。

喫緊の課題に対応するための教職員専門講座を設定し、授業改善、小学校英語や道徳の教科化、プログラミング教育、ICT 機器を活用した授業づくりや教育相談、問題行動等の対応等の研修を実施します。

協働でできること

- 町は、教員の働き方改革の必要性や効果について町民の理解が深まるような取り組みを進めます。

基本目標 1

子どもの豊かな自己実現力 (生きる力)をはぐくんでいるまち

※関連する個別計画は、158 ページ

施策分野① 学校教育

[将来像] 「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」をはぐくんでいる

基本施策 7 学びを支える学校環境の整備

基本施策がめざす姿

- 新しい時代に必要となる資質・能力を育む空間として、また、防災、地域交流の拠点として学校環境が整備できています。

まちづくり指標

| 指標名 | 現状値 (令和元年度) | めざそう値 (令和6年度) | 備考 |
|---------|----------------|------------------|----|
| トイレ改修整備 | 2校 | 6校 | |

現状と課題

- 小・中学校は、昭和40年代から50年代の児童・生徒急増期に建築され、その老朽化対策が重要な課題となっています。また、これからの新たな取り組みの検討や学校施設の有効利用が求められます。
- 町では、公共施設の物理的・社会的な摩損に対処するため、令和元年度に「みんなの公共施設未来プロジェクト^{*}」を始動させています。学校施設は、公共施設全体の約6割の床面積を占めており、その再整備はプロジェクトの中核となっています。

基本方針

○「公共施設等総合管理計画第一次実施計画」に基づき、学校施設の修繕、改修を進めます。

具体的な取り組み

| | | |
|------|--------|------------------------------|
| 単位施策 | 7 - 01 | みんなの公共施設未来プロジェクトと連動した学校施設の整備 |
|------|--------|------------------------------|

町全体の公共施設の将来的なあり方を踏まえた上で、新型コロナウイルス感染症による税収入の状況と、景気回復の見通しを見極めながら、修繕やトイレ改修をはじめとした学校施設のバリューアップを厳選して実施します。

また、地震、台風、集中豪雨などの自然災害や、新型コロナウイルス感染症など、想定外の災害が相次いで発生していることを重く受け止め、避難所として地域住民を守ることができるように防災機能の強化を図ります。

| | | |
|------|--------|--------------------------|
| 単位施策 | 7 - 02 | 学校事務の適正執行と、施設設備の日常的な維持管理 |
|------|--------|--------------------------|

学校の運営管理に必要な経常的な事務を適切に行うため、予算の執行状況を確認するほか、学校事務全般を支援します。また、清掃業務、保守点検等の業務委託や、各種施設設備の修繕・工事を行い、施設設備を良好に維持管理します。

協働でできること

□ 町は、学校施設の整備や維持管理にあたり、学校、保護者、地域住民の意向把握に努めます。



町内の小・中学校施設

基本目標 2

だれもがいつでも学べ、交流し、
心身ともに豊かに暮らしているまち

※関連する個別計画は、158 ページ

施策分野② 生涯学習、生涯スポーツ、文化、交流、人権・平和

[将来像] いつでも学べる機会があり、感性を豊かにする環境が整っているまち

基本施策 8 生涯学習の振興

基本施策がめざす姿

- 時代のニーズに応じた多様な学習機会が提供され、学びの成果が地域課題の解決や、地域コミュニティの活性化に生かされています。

まちづくり指標

| 指標名 | 現状値 (令和元年度) | めざそう値 (令和6年度) | 備考 |
|-----------|----------------|------------------|----|
| 生涯学習登録団体数 | 74 団体 | 80 団体 | |

現状と課題

- 少子高齢化やグローバル化などを背景とした社会状況の変化に伴い、現代的な課題に対する学習の役割が重要となってきています。学びの成果を生かし、まちづくりにつながる生涯学習社会の実現につなげていく取り組みが必要となっています。
- グループで自主的な生涯学習活動を行う場所として、学校施設開放と図書館附属施設の貸出を行っていますが、十分とは言えません。市民の生涯学習活動や様々な地域活動を行う場所を確保することが課題となっています。
- 「地域学校協働活動」を推進するため、平成 29 年 3 月に「社会教育法」が改正され、教育委員会による地域と学校との連携協力体制の整備や、地域住民等と学校との情報共有や助言等を行う「地域学校協働活動推進員」の委嘱に関する規定の整備が行われました。
- 国では地域学校協働活動の一環として、すべての児童が放課後を安心・安全に過ごし、多様な体験・活動ができるように、「新・放課後総合プラン」を掲げ、放課後児童クラブと放課後子ども教室をすべての小学校区で一体的に実施することを推奨しています。

基本方針

- 行政と町民・民間団体が効果的に協働しながら生涯学習を推進し、「学び」と「活動」が循環する仕組みづくりを推進します。

具体的な取り組み

| | | |
|------|--------|---------|
| 単位施策 | 8 - 01 | 学習機会の充実 |
|------|--------|---------|

町民のニーズに即した学習情報・機会の提供に努めます。また、町民団体等が、これまで培ってきた知識や技術を生かして企画する講座など、町民相互がつながりながら学び合う仕組みをつくります。

産官学とも連携しながら、町民が、人権、男女共同参画、環境、消費者問題、地域防災・安全等の地域課題や現代的な課題の解決に関心を持ち、参画へとつながる学習機会の充実を図ります。

| | | |
|------|--------|-------------|
| 単位施策 | 8 - 02 | 生涯学習活動の場の提供 |
|------|--------|-------------|

町民が身近な場所で主体的に学習活動に臨めるように、図書館附属施設及び学校教育に支障のない範囲で学校施設を有効に活用します。

「みんなの公共施設未来プロジェクト^{*}」と連動しながら、生涯学習活動・町民活動の場所として、多くの公共施設が利用できるよう検討を進めます。

| | | |
|------|--------|-------------|
| 単位施策 | 8 - 03 | 地域学校協働活動の推進 |
|------|--------|-------------|

地域と学校がパートナーとして連携・協働して行う「地域学校協働活動」を推進するため、相互の連絡調整等を行う「地域学校協働活動推進員」を各学校区に配置します。

「みんなの公共施設未来プロジェクト」において掲げる方向性や、児童館・青少年会館に係る保全・保有の方針のもと、放課後児童クラブを設置する学校において、放課後子ども教室の一体的実施を目指します。

| | | |
|------|--------|------------|
| 単位施策 | 8 - 04 | 生涯学習環境の再構築 |
|------|--------|------------|

「学び」から「地域活動」につながる取り組みの充実を図るため、行政関係各課と具体的な検討を進め、町民の関心に応じた総合的・体系的な支援体制の再構築を図ります。

協働でできること

- 町は、町民・民間団体の学びの成果を地域活動に生かせるよう取り組みます。

基本目標 2

だれもがいつでも学べ、交流し、
心身ともに豊かに暮らしているまち

※関連する個別計画は、158 ページ

施策分野② 生涯学習、生涯スポーツ、文化、交流、人権・平和

【将来像】 いつでも学べる機会があり、感性を豊かにする環境が整っているまち

基本施策 9 青少年の育成

基本施策がめざす姿

- 青少年のための施策の充実が図られ、町の将来を担う人材が育成されています。

まちづくり指標

| 指標名 | 現状値 (令和元年度) | めざそう値 (令和6年度) | 備考 |
|------------------------------|----------------|------------------|----|
| 「ジュニアリーダーズクラブ」 の活動回数 | 30回 | 40回 | |
| 青少年体験・交流事業の定員 に対する参加者数の割合 | 96% | 100% | |

現状と課題

- 町は、様々な体験・交流事業を主催しているほか、「ジュニアリーダー」の育成、子ども会の活動の支援などを通して、子どもたちが心身ともに健康で人間性豊かに成長できるよう努めています。
- 核家族化や少子化、生活スタイルの変化などにより、異年齢交流や様々な体験活動を担う子ども会への加入者は減少傾向にあります。豊かな人間性を育むために必要な自然体験や社会体験の機会を提供し、関係団体等の活動を通じて行われる、青少年を育成するための取り組みを支援する必要があります。
- 町内には青少年の健全な育成を阻害する有害環境は少ないですが、「青少年問題協議会^{*}」を通じて関係機関との情報共有を図り、「青少年指導員^{*}」と協力しながらイベント等での啓発活動を行っています。

基本方針

- 青少年が豊かな人間性を育み、社会で生きる力を身につけながら健やかに成長できる環境づくりを進めます。

具体的な取り組み

| | | |
|------|--------|----------------|
| 単位施策 | 9 - 01 | 青少年の体験・交流機会の提供 |
|------|--------|----------------|

青少年が社会を生き抜く力を身に付けるため、学校以外の場における自然体験活動や様々な交流活動の機会を提供します。

「ジュニアリーダー」の育成や、青少年が企画・運営に携わる成人式等の開催を通じて、青少年の自主的な活動を支援します。

| | | |
|------|--------|---------------|
| 単位施策 | 9 - 02 | 青少年関係団体との連携強化 |
|------|--------|---------------|

社会全体で青少年を取り巻く環境を整備するため、「青少年問題協議会」を通じて関係団体や関係機関との情報共有を図るなど、連携を強化します。

「青少年指導員」との協働により、青少年が健やかに成長できる環境づくりを進めるとともに、子ども会など地域で活動する青少年関係団体の学校外活動を支援します。

協働でできること

- 町は、青少年関係団体との連携を図り環境づくりを進めるとともに、青少年の自主的な活動を支援します。
- 青少年関係団体は、各々の活動等の内容を理解し、相互連携を図ります。



ジュニアキャンプ



ジュニアリーダー養成講座

基本目標 2

だれもがいつでも学べ、交流し、
心身ともに豊かに暮らしているまち

※関連する個別計画は、158 ページ

施策分野② 生涯学習、生涯スポーツ、文化、交流、人権・平和

〔将来像〕 いつでも学べる機会があり、感性を豊かにする環境が整っているまち

基本施策 10 生涯スポーツ活動の推進

基本施策がめざす姿

- 市民の誰もが運動・スポーツに親しめる環境が整い、市民・団体等の自主的、積極的な活動が活発になっています。

まちづくり指標

| 指標名 | 現状値 (令和元年度) | めざそう値 (令和6年度) | 備考 |
|------------------------|----------------|------------------|----|
| 週1回以上運動・スポーツをする人の割合 | 51.7% | 65% | |
| 南郷上ノ山公園運動施設利用率 | 40.2% | 50% | |
| 「総合型地域スポーツクラブ*」 設置数 | 0クラブ | 1クラブ | |

現状と課題

- 「運動やスポーツに関するアンケート調査」では、回答した人の半数が週に1日も運動・スポーツ（1日30分以上）を行っておらず、しない理由として最も多いのは、「仕事や家事が忙しい」となっています。気軽に運動・スポーツに親しむ機会を充実することが必要となっています。
- 市民が運動・スポーツ活動を行う場所については、南郷上ノ山公園のほか、小・中学校のグラウンドや体育館を開放していますが、市民体育館をはじめ施設整備への期待は依然として高く、既存施設の計画的な維持保全と、将来的なスポーツ施設のあり方の検討が課題となっています。
- 国及び県では、地域住民が主体的に地域の運動・スポーツの機会を提供する「総合型地域スポーツクラブ」の創設を推奨しています。導入から20年以上が経過し、会員の確保、財源の確保、指導者の育成などの問題も指摘されていますが、県内では、令和2年1月31日時点で33市町村のうち27市町村で設置が進んでいます。こうした状況を踏まえれば、町においても「総合型地域スポーツクラブ」の創設を急がなければなりません。

基本方針

- 運動・スポーツに親しむ機会の充実を図るため、町民・団体等の自主的、積極的な活動を支援し、スポーツに親しめる環境づくりを推進します。

具体的な取り組み

| | | |
|------|---------|----------------|
| 単位施策 | 10 - 01 | 生涯スポーツ活動の機会の充実 |
|------|---------|----------------|

葉山町体育協会が進めている、本町の実情に即した総合型地域スポーツクラブの創設にあたり、県体育センターと連携し、創設・運営に係る情報を提供するなどの支援を行います。

生活様式や行動様式に応じて運動・スポーツに親しめるように、スポーツ指導者による教室やストレッチ体操などをデジタルコンテンツ化して配信するなど、インターネットを活用した情報提供を推進します。

競技スポーツへの参加機会を提供するため、葉山町体育協会加盟団体が主催する町民大会等を支援します。また、トップアスリート等による技術指導や講演会を開催し、競技スポーツへの理解を深めます。

| | | |
|------|---------|----------------------|
| 単位施策 | 10 - 02 | 生涯スポーツ活動のための環境づくりの推進 |
|------|---------|----------------------|

南郷上ノ山公園運動施設や学校体育施設の利用条件等を見直し、効果的・効率的な活用を図るとともに、公共施設の将来のあり方を検討する中で、新たなスポーツ施設も併せて検討します。

地域の特性を活かし、年間を通して町民のだれもが気軽に行えるウォーキングや町民ニーズの高いマリンスポーツに触れあう機会を提供します。

地域のスポーツ情報が町民にわかりやすく簡単に入手できる広報はやまスポーツ版など新たな情報ツールを提供していきます。

| | | |
|------|---------|-------------------|
| 単位施策 | 10 - 03 | 生涯スポーツ活動の推進体制の再構築 |
|------|---------|-------------------|

町民のライフステージに応じた生涯スポーツ活動の推進のため、スポーツ団体等との連携に加え、学校、町内（自治）会、企業、大学等と連携・協働の強化を図ります。

「葉山町スポーツ推進計画」を着実に推進するため、「葉山町スポーツ審議会」において、計画に対する評価を適切に行います。

スポーツ推進委員について、研修会等の実施によりスポーツ全般に係る指導者として育成するとともに、その人材確保に努めます。

協働でできること

- 町は、「総合型地域スポーツクラブ」の創設を支援し、地域住民主体による運動・スポーツの機会の提供を奨励します。

基本目標 2

だれもがいつでも学べ、交流し、
心身ともに豊かに暮らしているまち

※関連する個別計画は、158 ページ

施策分野② 生涯学習、生涯スポーツ、文化、交流、人権・平和

〔将来像〕 いつでも学べる機会があり、感性を豊かにする環境が整っているまち

基本施策 11 芸術・文化活動の振興と文化財の保護・活用

基本施策がめざす姿

- 地域の文化財や豊かな芸術・文化活動が身近に感じられ、葉山らしい品格と郷土への誇りが育まれています。

まちづくり指標

| 指標名 | 現状値 (令和元年度) | めざそう値 (令和6年度) | 備考 |
|-------------------|----------------|------------------|---------|
| 史跡「長柄桜山古墳群」の整備進捗率 | 78.2% | 100% | |
| しおさい公園入園者数 | 44,739 人 | 50,000 人 | |
| 福祉文化会館の公演・発表会回数 | 91 回 | 110 回 | |
| 福祉文化会館の鑑賞人口率 | 45.3% | 60% | 鑑賞者数/人口 |

現状と課題

- 芸術・文化活動については、毎年、町内団体等により「葉山文化祭」や「葉山芸術祭」などの大規模なイベントが企画・開催されており、今後も民間を主体にこうした事業が継続されるとともにさらなる発展が図られることが求められます。そのために、こうした事業に積極的に取り組む人材や団体のネットワーク化や若い世代の活動参加の促進、町外に向けた町の芸術・文化の発信をしていく必要があります。
- 町はこうした芸術・文化活動が円滑に実施できるよう、後援や共催を行うとともに、事業を実施するうえで不可欠な会場の提供や資金面などの支援を行っています。
- 平成 31 年 4 月 1 日付で「文化財保護法」が改正され、地域における文化財を総合的・計画的に保存・活用するための制度が整備されました。少子高齢化を迎える中、町内の文化財をまちづくりに生かしながら、地域社会全体で継承する取り組みが課題となっています。
- しおさい博物館（公園）の来館（園）者はここ数年増加傾向にあり、町民にも町外の人々にも利用され続ける博物館・公園の維持・充実を図り、ひいては町の魅力を高めることに努めなければなりません。

基本方針

- 町民が豊かな芸術・文化を身近に感じられる機会を提供するとともに、積極的に文化創造や継承に取り組むことができる環境整備を進めます。

具体的な取り組み

| | | |
|------|---------|----------------|
| 単位施策 | 11 - 01 | 芸術・文化にふれる機会の提供 |
|------|---------|----------------|

町民の自主的な芸術・文化活動を支援し、活動成果の発表を通じて町民同士が交流する機会を提供します。

福祉文化会館については、引き続き芸術・文化活動の場として活用します。

教育委員会が所蔵する、葉山にゆかりのある作者による美術作品展を定期的を開催し、町民が芸術作品に親しむ機会を提供します。

| | | |
|------|---------|-----------|
| 単位施策 | 11 - 02 | 文化財の保護と活用 |
|------|---------|-----------|

町内の貴重な文化財を調査し、新たな指定・登録を推進するとともに、指定文化財を将来にわたって保護するため、所有者・管理者に対し、文化財の適切な管理を奨励します。

逗子市と共同で国指定史跡「長柄桜山古墳群」の保存整備を進め、史跡の活用を推進します。また、小・中学校の学習に史跡や文化財の学びを取り入れ、地域の歴史や文化財に触れる機会を増やします。

| | | |
|------|---------|-------------------|
| 単位施策 | 11 - 03 | しおさい博物館（公園）の整備と活用 |
|------|---------|-------------------|

葉山らしい海辺の景観を構成する風致公園であるしおさい公園は、関係機関と連携を図りながら、入園者が快適に利用できるよう効用の最大化を図ります。また、博物館資料の保存、調査、研究を通して、展示内容の充実や教育普及活動の推進を図り、葉山の自然環境を学ぶ機会を増やします。

協働でできること

- 町は、町内（自治）会、町民活動団体と連携、協力し、芸術・文化の振興や、文化財の保存・活用を進めます。
- 町は、発表機会の提供などを通じて町民の自主的な芸術・文化活動を支援していきます。

基本目標 2

だれもがいつでも学べ、交流し、
心身ともに豊かに暮らしているまち

※関連する個別計画は、158 ページ

施策分野② 生涯学習、生涯スポーツ、文化、交流、人権・平和

【将来像】 いつでも学べる機会があり、感性を豊かにする環境が整っているまち

基本施策 12 図書館サービスの充実

基本施策がめざす姿

- あらゆる世代が読書に親しみ、楽しむ機会が提供され、地域の知の拠点として町民の主体的な学習活動を支える環境が整っています。

まちづくり指標

| 指標名 | 現状値 (令和元年度) | めざそう値 (令和6年度) | 備考 |
|------------|----------------|------------------|---------------|
| 蔵書新鮮度* | 3.15% | 3.19% | 受入冊数/蔵書冊数×100 |
| 一人当たりの貸出冊数 | 4.66冊 | 5冊 | 貸出冊数/人口×100 |
| 館内配置の見直し | — | 完了 | |

現状と課題

- 人口減少・少子高齢化や情報化社会の進展などの社会変化に伴い、人々の生活スタイルが大きく変化しつつある中、図書館の入館者数は、平成20年度の16万人をピークに減少しており、ここ数年は、14万人前後を維持しています。
- 従来の貸出中心のサービスだけでなく、レファレンスサービス*や電子媒体の整備など、公立図書館に期待されるサービスの高度化が進んでいます。
- 本を借りたり読んだりする空間としてだけでなく、飲食や談話などの交流空間を備えたり、子育て施設が併設されたりするなど、「滞在型図書館」が注目を集めています。
- 人口減少や読書離れなどによる利用者数の減少が予測され、コンパクトな図書館運営が求められてもいます。昭和56年の開館から40年が経過し、施設・設備の老朽化が進んでいます。「みんなの公共施設未来プロジェクト*」と連動させながら、長期的な施設としての図書館のあり方について方針を示していく必要があります。

基本方針

- ニーズをふまえた図書館サービスを提供し、町民に親しまれる図書館運営に努めます。

具体的な取り組み

| | | |
|------|---------|-----------|
| 単位施策 | 12 - 01 | 魅力ある蔵書の構築 |
|------|---------|-----------|

図書館資料の収集と整理に努め、蔵書の新鮮度を維持しながら魅力ある蔵書を構築します。民間企業等に、雑誌を図書館に提供してもらう「雑誌スポンサー制度」を広く周知し、図書館資料の充実を図ります。

他の公立図書館・大学図書館との連携を推進し、相互貸借などにより町民の利便性を向上します。

| | | |
|------|---------|---------------|
| 単位施策 | 12 - 02 | 利用者に応じた読書活動支援 |
|------|---------|---------------|

広く町民が図書館サービスを受けられるよう、利用条件の見直しを進めます。

「第二次子ども読書活動推進計画」に基づき、家庭・地域、小・中学校との連携を強化し、子どもの読書活動の推進を図ります。

大活字本やマルチメディアデジタイズ^{*}の計画的な蔵書に努め、高齢者や図書館の利用に障害のある方に対する図書館サービスの充実を図ります。

| | | |
|------|---------|------------|
| 単位施策 | 12 - 03 | 快適な読書環境の実現 |
|------|---------|------------|

設備等の維持管理を適切に行いながら、快適な読書環境の実現を図ります。また、居心地のよい図書館と感じられるように、館内の施設配置の見直しを進めます。

図書館運営について、意見箱により利用者ニーズを把握するとともに、町民ボランティアの導入について検討します。

| | | |
|------|---------|---------------------------|
| 単位施策 | 12 - 04 | 学校図書館との連携と、長期的な保有・保全方針の検討 |
|------|---------|---------------------------|

令和2年度までの「町立図書館あり方検討委員会」での議論を踏まえて、学校図書館との連携を図りながら、より具体的な保有・保全の方針を検討します。

協働でできること

- 町は、読み聞かせ活動団体との連携を促進しながら子どもの読書活動を推進します。また、「雑誌スポンサー制度」の拡充や他の公立図書館・大学図書館との連携を進め、産官学連携による図書館サービスの充実を図ります。

基本目標 2

だれもがいつでも学べ、交流し、
心身ともに豊かに暮らしているまち

※関連する個別計画は、158 ページ

施策分野② 生涯学習、生涯スポーツ、文化、交流、人権・平和

[将来像] いつでも学べる場と機会があり、感性を豊かにする環境が整っている

基本施策 13 姉妹都市交流の推進

基本施策がめざす姿

- 草津町・ホールドファストベイ市との相互の人的・文化的交流が進み、町民が交流を通じて多くのことを学んでいます。

まちづくり指標

| 指標名 | 現状値 (令和元年度) | めざそう値 (令和6年度) | 備考 |
|---------------------------|----------------|------------------|---------|
| 草津町が姉妹都市であることの認知度 | 70.4% | 100% | 町民アンケート |
| 葉山町の国際化施策における国際姉妹都市交流の方向性 | — | 確立 | |

現状と課題

- 国内姉妹都市として、町では、両町を世に紹介したベルツ博士がとりもつ縁がきっかけで、昭和 44 年に群馬県草津町と姉妹都市提携を結び、平成 30 年に協定締結 50 周年を迎えました。スキーと水泳による定期的親善交流や草津町文化祭への町民の作品出品、町民の草津温泉宿泊助成や温泉バスツアーなどの交流事業や災害時に備えたデータ保管などの事務連携を行っており、今後も変わらぬ交流等を継続していく必要があります。
- 国際化施策の一環として、オーストラリアのホールドファストベイ市は、面積、人口が葉山町とほぼ同規模で、閑静な住宅が立ち並ぶマリリゾートの地という点でも似ていることから平成 9 年に国際姉妹都市提携を結び、学生相互交流や訪問ツアーを実施してきましたが、新型インフルエンザ問題や相互の財政事情などを受け、平成 22 年から交流が休止している状況です。
- 国際姉妹都市との交流については、自治体における国際化施策が交流から多文化共生へと変化する中、町においても、これまでの国際姉妹都市との交流をもとに、今日的な国際化施策のあり方の検討を進める中で、国際姉妹都市交流の意義や目的を改めて整理し、今後の方向性を確立することが求められます。

基本方針

- 国内姉妹都市の魅力を町民が身近に感じられるような情報を積極的に発信するとともに、有意義な交流活動を推進します。また、国際姉妹都市交流が国際化施策に寄与していることが明らかにされています。

具体的な取り組み

| | | |
|------|--------|-----------------|
| 単位施策 | 13- 01 | 国内姉妹都市との交流活動の推進 |
|------|--------|-----------------|

50年を超える長い交流の歴史の中で培った草津町との友好を大切に、今後も継続的・発展的に交流を深めていけるよう、スポーツ交流を始め、様々な交流メニューを企画・立案し、推進していきます。

とりわけ、防災面では「災害時における相互応援に関する協定書」を締結しており、今後においても相互応援体制のさらなる充実を図っていきます。

また、防災面での相互応援体制の強化などを目的として、町の風土や歴史的背景などにゆかりのある自治体との新たな国内友好都市のあり方について研究・検討します。

| | | |
|------|---------|--------------------|
| 単位施策 | 13 - 02 | 国際姉妹都市との交流活動のあり方検討 |
|------|---------|--------------------|

町の今日的な国際化施策のあり方の検討を進める中で、今後の国際姉妹都市交流の方向性を確立します。

協働でできること

- 町は、町民や町民活動団体と共に、文化・スポーツ活動などを通じて、姉妹都市との草の根的な交流を推進していきます。
- 町は、「葉山町国際交流協会」との協働により、町の今日的な国際化施策のあり方の検討を進める中で、今後の国際姉妹都市交流の方向性を確立します。



草津町親善水泳教室の様子

基本目標 2

だれもがいつでも学べ、交流し、
心身ともに豊かに暮らしているまち

※関連する個別計画は、158 ページ

施策分野② 生涯学習、生涯スポーツ、文化、交流、人権・平和

[将来像] いつでも学べる場と機会があり、感性を豊かにする環境が整っている

基本施策 14 人権と平和の尊重

基本施策がめざす姿

- 差別や偏見、いじめ、暴力がなく、一人ひとりがお互いを思いやり、認め合い、共に生きる平和な暮らし・社会を安定的に続けています。

まちづくり指標

| 指標名 | 現状値 (令和元年度) | めざそう値 (令和6年度) | 備考 |
|---------------------------|----------------|------------------|---------|
| 身体的暴力以外もDVと認識している人の割合 | — | 100% | 町民アンケート |
| 平和標語コンクール (中学生対象)の応募件数 | 228点 | 300点 | |

現状と課題

- 私たちの周囲には、顕在化しないところでいろいろな差別や偏見に心を悩ませている人がおり、近年ではヘイトスピーチ（憎悪表現）や性的マイノリティ^{*}への差別や偏見など新たな人権課題が生じています。人権啓発事業として、講演会や展示会などの開催や、パンフレット等の配布などを実施しておりますが、今後も継続的に取り組み、人権意識の高揚を図っていくことが求められます。
- 性別に関わらず、それぞれの個性と能力を認め合い、尊重しあう男女共同参画社会の形成が求められています。「葉山町男女共同参画プラン」に基づき、社会の意思決定の機会への女性の参画の拡大や仕事と家庭生活の両立、男女共同参画教育、DV防止対策などを推進していくことが求められます。
- 町は、「葉山町非核平和都市宣言」を行うとともに、平和首長会議などにも加盟し、世界的な恒久平和を願い、様々な平和に関する啓発事業に取り組んでいます。しかし終戦から75年が経過した今日において、戦争を知らない世代が多数を占めるようになってきており、戦争の悲惨さや平和の大切さをどのように語り継いでいくかが課題となっています。

基本方針

- 人権尊重社会、男女共同参画社会、平和な社会の実現に向けて、町が一地方自治体として果たすべく役割を認識し、町民と共に協働で取り組みを進めます。

具体的な取り組み

| | | |
|------|--------|-----------|
| 単位施策 | 14- 01 | 人権尊重社会の形成 |
|------|--------|-----------|

人権意識の啓発を図るため、研修会、講演会、展示会の開催やパンフレット等の配布などの啓発事業を実施します。

| | | |
|------|---------|-----------|
| 単位施策 | 14 - 02 | 男女共同参画の推進 |
|------|---------|-----------|

男女共同参画社会の形成と職業生活におけるさらなる女性の活躍を実現するため、意識啓発と実践活動を行い、DV 対策については地域の関係者や子育て関係機関、福祉事務所・警察・児童相談所など専門機関と連携し、未然防止と改善に取り組みます。

また、町職員の採用・育成や町が設置する審議会や委員会の委員についても、男女共同参画を推進します。

| | | |
|------|---------|------------|
| 単位施策 | 14 - 03 | 平和意識の普及・啓発 |
|------|---------|------------|

平和標語コンクールをはじめ、様々な平和関連施策を引き続き推進するとともに、新たな事業メニューの導入を検討しつつ、平和意識の普及・啓発を図ります。

協働でできること

- 町は、町民と共に、人権、男女共同参画、平和、性的マイノリティに関して学び、差別や偏見のない社会の実現を目指します。

「思いやり 未来を織りなす 強い糸」

南郷中学校 2 年生 根岸 夏希 さん（令和 2 年度 葉山町平和標語コンクール 金賞作品）

基本目標 3

子どもが健やかに育ち、安心して子育てができているまち

※関連する個別計画は、159 ページ

施策分野③ 子育て

【将来像】 子育てを地域みんなで支える中で、子どもがのびのびと育っている

基本施策 15 子ども・子育て支援の充実

基本施策がめざす姿

- 地域ぐるみで子ども・子育て支援を行い、子どもたちがのびのび元気に育ち、保護者の育児不安への支援が十分にできています。
- 仕事と子育てを両立するための環境づくりを行い、安心して子どもを産み育てることができています。
- 発育・発達に不安のある子どもへの療育・支援をきめ細かく行い、一人ひとりの可能性を最大限に引き出しています。

まちづくり指標

| 指標名 | 現状値 (令和元年度) | めざそう値 (令和6年度) | 備考 |
|-----------------------------|----------------|------------------|---------|
| 待機児童数 | 52人 | 0人 | |
| 子育て支援施策の満足度 | 30.8% | 70% | 町民アンケート |
| 学校内での放課後児童クラブ (学童クラブ) 実施 | 1か所 | 4か所 | |

現状と課題

- 核家族化の加速や女性の就業率の上昇などから、保育ニーズが高まっており、幼稚園、保育園の確保や一時預かり、病児保育等の多様な保育ニーズに対する支援サービスの充実が求められています。また、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援や小学校就学後の放課後対策、発達面で支援が必要な子どもへの支援の充実が求められています。

基本方針

- 家庭、教育・保育施設、地域が連携し、子どもたちの健やかな育ちと、安心できる子育ての環境づくりを推進していきます。

具体的な取り組み

| | | |
|------|--------|--------------|
| 単位施策 | 15- 01 | 子育て支援サービスの充実 |
|------|--------|--------------|

「第2期葉山町子ども・子育て支援事業計画」を基に、仕事と子育ての両立を推進するとともに、待機児童の解消や様々なニーズに対応する子育て支援サービスの充実を図ります。

また、子育て支援センターや一時預かりの充実、病児・病後児保育の実施、楽しく利用できる児童館づくりに努めるとともに、学校内での放課後児童クラブ（学童クラブ）の実施、運営方法を検討し、放課後の居場所づくりの充実を図ります。

| | | |
|------|---------|----------------|
| 単位施策 | 15 - 02 | 子どもの健やかな成長への支援 |
|------|---------|----------------|

子どもの健やかな成長の保障のため、健康診査、家庭訪問、健康教育、育児相談等の母子保健事業等の充実を図ります。

また、発育・発達に不安のある子どもたちへの乳児期からの一貫した支援のため、葉山町発達支援システムのきめ細かい推進に努めます。

育児不安の解消等に向け、情報提供や相談体制の充実を図るとともに、地域での見守り合いや「要保護児童対策地域協議会」の活動などを通じ、児童虐待防止対策を推進し、子どもを守る地域ネットワークを強化していきます。

| | | |
|------|---------|-----------|
| 単位施策 | 15 - 03 | 子育て家庭への支援 |
|------|---------|-----------|

小児医療費助成やひとり親家庭等医療費助成、妊産婦健診費用補助など、子育て家庭の経済的負担に対する支援を行います。

協働でできること

- 町は、児童館や子育て支援センター等において、町民や町民活動団体が行う行事・イベントなどを支援していきます。
- 町は、発達障害に対する理解を深めていけるような場をつくります。

